時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例について

- ○本年度の時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)については、助成金の 受付を既に終了している。
- ○他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
- ○特例コースについては、令和2年2月17日(※)以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
 - ※新型コロナウィルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク を新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促 進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取 組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が 1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日~令和2年5月31日	
支給額	補助率:1 / 2 1 企業当たりの上限額:100万円	補助率: 3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器 等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額:50万円